

# 「地球温暖化対策基本法案(仮称)」に対する意見

## 1. 基本的な考え

基本法は、温暖化対策の基本方針や施策の方向性を示すために必要であると認識しています。

中期目標が決まらない段階においては、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の具体的な方向性は定まらないのではないのでしょうか。

環境と経済の両立を図りながら、具体的な施策の道筋とともに、負担の程度や経済・雇用への影響など、プラスとマイナスの両面を国民にわかりやすく示し、十分な理解と合意を得ることが不可欠です。

## 2. 中長期目標

### 中期目標

- ・前提が確保されたことを判断する基準をお示しください。

### 長期目標

- ・中期目標と同様に、主要排出国の参加した公平かつ実効性ある枠組みが前提です。

### 再生可能エネルギー導入目標

- ・我が国の中期目標が確定した上で、需要側のエネルギー消費量削減、供給側の最適なエネルギーバランスなど、総合的なエネルギー政策の中で策定されるべきものと考えます。

## 3. 基本的施策

### 国内排出量取引制度

- ・温室効果ガス削減の一つの手段であることは認識しています。
- ・中期目標や「真水」の割合、部門別の削減目標も明確でない中、直ちに制度導入を基本法に定める必要があるのでしょうか。
- ・わが国にふさわしい制度設計が可能かどうかを見極めるため、「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」の結果を十分に踏まえ、慎重にご検討ください。

### 地球温暖化対策税

- ・単独で検討するのではなく、税体系全体の中で、かつ、検討中の施策と一体的にご検討ください。
- ・単なる財源確保を目的に、環境を名目に新たな「税負担増」を求めることには反対です。

### 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

- ・全量買取方式の導入については、余剰電力買取制度の影響を踏まえて、制度設計を行う必要があると考えます。
- ・事業としての再生可能エネルギーは、国民負担額の大幅増が懸念されるため対象外とすべきと考えます。

# 「地球温暖化対策基本法案（仮称）」に対する意見

平成22年2月24日  
日本商工会議所  
東京商工会議所

## 1. 地球温暖化対策基本法制定に対する基本的な考え

地球温暖化対策は、温室効果ガスを排出する全ての主体が、地球規模で積極的かつ継続的に取り組まねばならない課題であり、企業の規模を問わず、避けては通れない重要な経営課題の一つです。

地球温暖化対策基本法（以下基本法）は、今後の我が国の温暖化対策の基本方針や施策の方向性を示すために、必要なものであると認識しています。温暖化防止に向けた国民各層の主体的な行動を促すために、どのような理念のもと、どのような手段で実行するのか、しっかりと哲学を示していただくことが必要であり、とりわけ、「国際的な公平性等『前提』の判断基準」や「国民負担のあり方」、「環境と経済のバランス」などについて、その理念を明らかにしていただきたいと存じます。

本来、国内排出量取引制度、地球温暖化対策税、再生可能エネルギー固定価格買取制度等、温暖化対策の基本的施策については、我が国の「真水」も含めた中期目標が決まらない段階では、具体的な方向性は定まらないのではないのでしょうか。

また、様々な温暖化対策をどのように組み合わせ、いかにして環境と経済の両立を図りながら実効性を高めていくのかという、具体的な政策の道筋を明らかにして、それに伴う国民負担の程度、経済・雇用への影響、温室効果ガスの削減効果、産業の国際競争力への影響等、プラス・マイナス両面の効果を国民に分かりやすく示し、十分な理解と合意を得ることが不可欠です。こうした手続きを経た上で、基本法に定めるべきものではないかと考えます。

以上のような認識にもとづき、以下のとおり意見を申し上げます。

## 2. 中長期目標

### （1）温室効果ガスの排出量の削減に関する中期目標について

我が国の中期目標については、「主要排出国の参加」、「国際的な公平性の確保」、「環境と経済が両立する国内対策の実現の可能性」が大前提であり、ぜひ実現をお願いしたいと存じます。

「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として90年比25%削減する」という中期目標については、その前提が確保されたことを判断する基準が不明なままで、基本法に定めることは適当ではないと思います。まずは、その判断基準をお示しください。

### （2）温室効果ガスの排出量の削減に関する長期目標について

昨年7月のラクイラで開催された主要国首脳会議（G8）において、「2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成する」との目標を全て

の国と共有する」「先進国全体で温室効果ガスの排出を、1990年またはより最近の複数の年と比して2050年までに80%またはそれ以上削減するとの目標を支持する」という首脳宣言が出されていますが、長期目標についても、中期目標と同様に主要排出国の参加した公平かつ実効性ある枠組みが前提であると考えます。

### (3) 再生可能エネルギー導入目標について

再生可能エネルギーの導入目標については、我が国の温室効果ガスの中期目標が確定した上で、省エネやエネルギー高度利用技術の推進による需要側のエネルギー消費量削減、原子力の積極的な活用を含めた供給側の最適なエネルギーバランスなど、総合的なエネルギー政策の中で策定されるべきものと考えます。その上で、個々の再生可能エネルギーの導入量や、それぞれにふさわしい技術革新と導入のあり方を示し、誰がどの程度の負担を行うのか明確にした上で、広く国民の意見に耳を傾けていただきたいと存じます。

## 3. 基本的施策

### (1) 国内排出量取引制度の創設について

国内排出量取引制度は、温室効果ガス削減の一つの手段であることは認識しております。しかし、中期目標や温暖化対策における「真水」の割合、部門別の削減目標も明確ではない中、直ちに制度導入を基本法に定めることの必要性について、十分なお説明をいただきたいと存じます。

同制度の導入は、公平なキャップの割当が極めて困難であり、国内外の競争条件に影響を与えられかねません。また、投機目的に作用する可能性があり、長期的な投資計画に影響が生じることが心配されます。加えて、わが国の製造業はすでに省エネの努力を重ねて来ており、追加的な削減余地が小さいため、国内では十分なクレジットの発生が期待できず、海外からのクレジットの購入を余儀なくされ、その結果、国富の流出を招く恐れがある他、エネルギー効率の低い途上国等へ生産拠点が移転することにより、地球レベルの温室効果ガス削減に悪影響を及ぼすことも懸念されます。

国内排出量取引制度については、このような様々な懸念材料を払拭し、わが国にふさわしい制度設計が可能かどうかを見極めるため、現在行われている「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」の結果を十分に踏まえ、慎重に検討していただきたいと存じます。

### (2) 地球温暖化対策税の検討について

地球温暖化対策税については、実際に経済活動にどのような影響が生じるのか、費用対効果がどの程度のものなのかを示していただき、国民・事業者の意見をよく聞きながら、その導入の是非等について慎重に議論がなされる必要があります。その際、地球温暖化対策税単独で検討するのではなく、税体系全体の中で、かつ、検討中の諸制度と一体的に検討されるべきであり、単なる財源確保を目的として、環境を名目に新たな「税負担増」を求めることには、反対です。

いずれにせよ、中小零細企業は、エネルギーのコストや仕入れ単価の増加分を価格転嫁することは非常に困難であり、大きな負担のしわ寄せを余儀なくされ、地域経済や雇用に多大な悪影響を与える恐れがあるため、十分な配慮が必要です。

(3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の拡充について

全量買取方式の固定価格買取制度の導入については、太陽光発電の余剰電力の買取制度が始まったばかりであることを考えると、その影響や進捗を見極めた上で、制度設計を行う必要があります。また、その場合、事業としての再生可能エネルギーを対象に含めると、国民負担額の大幅増加が懸念されることから、対象外とすべきであると考えます。

以 上